青少年育成事業実施要領

（趣旨）

第1条　大分県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）の会長は、県民会議の活動を活性化するため、県民会議の会員が実施する青少年育成活動（以下、「青少年育成事業」という。）のうち、県民会議会長（以下、「会長」という。）が県民会議の活動に寄与すると認めたものに対して、実施に要する経費の全部又は一部を、予算の範囲内において負担することとし、その事業承認及び経費負担に関する手続きは、この要領に定めるところによる。

（定義）

第2条　この要領で使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

　 「青少年育成事業」（以下「事業」という。）とは、次に掲げる活動とする。

　 　　一　青少年育成に関する体験活動

　 　　二　青少年育成に関する普及啓発活動

　 　　三　その他の青少年育成に繋がる活動

（対象経費）

第3条　対象となる経費及び負担額は、次に掲げるとおりとする。

１　 対象経費

会員が実施する事業のうち、会長が県民会議の活動に寄与すると認めたものに要する経費とする。ただし、予算の範囲内で減ずることがあることとする。

２　 負担額

県民会議が負担する１団体あたりの額は、次に掲げる額のうち、何れか低い額とする。

　 　 一　　前項に定める対象経費

　 　 二　　5万円

（事業企画書の提出）

第4条　事業を実施しようとする会員は、当該事業を実施する日までに、青少年育成事業企画書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して会長あてに提出し、事業承認を得なければならない。

　 一 　青少年育成事業実施計画書（第2号様式）

　 二 　収支予算書（第３号様式）

　 三　 その他、会長が必要と認める書類

（事業企画の承認）

第5条　会長は、前条に定める事業企画書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、青少年育成事業企画承認書（第４号様式）により、次に掲げる内容を通知しなければならない。

一 　前条により提出された事業を県民会議の活動に寄与すると承認したこと。

二 　県民会議の負担予定額

2 　会長は、前条により提出された事業が、宗教的活動、政治的活動、営利又は商業宣伝活動であるときは、この要領に定める事業とは認めないこととする。

（事業企画の承認要件）

第6条　事業の承認要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　 事業の内容を変更するときは、青少年育成事業変更企画書（第５号様式）を提出し、会長に承認を受けること。ただし、当該事業の目的に著しい影響を及ぼさない変更で、かつ、県民会議の負担額に変更が生じないときは、この限りではない。

二　 事業を中止又は廃止するときは、すみやかに書面にて会長に報告すること。

三　 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、直ちに会長に報告のうえ、その指示を受けること。

四 　事業の実施に係る情報（活動内容や活動写真等の全ての情報）を県民会議の広報活動に使用することを承認すること。

五　 事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

六　 事業を実施する者や事業に関係する者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

（負担金の支払方法）

第7条　県民会議の負担金の支払いは、精算払の方法による。

（完了報告）

第８条　事業に係る完了報告は、青少年育成事業完了報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日までに会長に提出しなければならない。

一　 青少年育成事業実施報告書（第7号様式）

二　 収支決算書（第8号様式）

三　 活動状況がわかる写真

四　 その他、事業実績を確認するために会長が必要と認める書類

（負担金の額の確定）

第９条　会長は、前条の青少年育成事業完了報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、青少年育成事業費額の確定通知書（第9号様式）により通知しなければならない。

（負担金の請求方法）

第10条　県民会議の負担金は、青少年育成事業に係る県民会議負担金請求書（第10号様式）により請求することとする。

附　　　則

1. この要領は、令和2年９月１日から適用する。

令和２年度に実施された事業のうち、会長が県民会議の活動に寄与すると承認したものにあっては、適用日以前に実施されたものであっても、この要領の適用する事業とみなすこととする。

第１号様式（第４条関係）

年度青少年育成事業企画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県青少年育成県民会議

　会長　　　　　　　　　殿

会員名

代表者

所在地

　標記について、下記のとおり、青少年育成事業を企画したので、県民会議の活動に寄与する事業として承認いただきますようお願いします。

記

１　事業名称

２　目的及び概要

３　事業経費

 (１) 総事業経費

(２) 負担金要求額

４　完了予定月日　　　　　　年　　月　　日

５　添付書類

1. 青少年育成事業実施計画書（第２号様式）
2. 収支予算書（第３号様式）

（３）その他会長が必要と認める書類

注）要領第４条第１項第三号に定める書類があるときは、５(３)に記載すること。

第２号様式（第４条関係）

年度青少年育成事業実施計画書

１　事業名称

２　事業目的

３　事業内容

４　実施場所

５　実施期間　　　　年　　月　　日 (　)　～　　　年　　月　　日 (　)

６　参加予定数

７　添付資料

８　連絡先等

第３号様式（第４条関係）

収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収入科目 | 収入予定額 | 収入科目の概要 |
| 事業関係収入県民会議負担金実施団体負担金 |  |  |
| 収入の部の計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支出科目 | 支出予定額 | 支出科目の概要 |
|  |  |  |
| 支出の部の計 |  |  |

第４号様式（第５条関係）

年度青少年育成事業企画承認書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　会員名

　代表者　　　　　　　　　　　殿

大分県青少年育成県民会議

　 会長

　　　年　　月　　日付けで提出された青少年育成事業を県民会議の活動に寄与する事業として承認したので、下記の承認要件を遵守して実施してください。

記

１　事業名称

２　事業経費

 (１) 総事業経費

(２) 県民会議負担予定額

３　承認要件

一　 事業の内容又は変更するときは、青少年育成事業変更企画書（第５号様式）を提出し、会長に承認を受けること。ただし、当該事業の目的に著しい影響を及ぼさない変更で、かつ、県民会議の負担額に変更が生じないときは、この限りではない。

二　 事業を中止又は廃止するときは、すみやかに書面にて会長に報告すること。

三　 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、直ちに会長に報告のうえ、その指示を受けること。

四 　事業の実施に係る情報（活動内容や活動写真等の全ての情報）を県民会議の広報活動に使用することを承認すること。

五　 事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

六　 事業を実施する者や事業に関係する者は、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

第５号様式（第６条関係）

年度青少年育成事業変更企画書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県青少年育成県民会議

　会長　　　　　　　　　殿

会員名

代表者

所在地

　　　　　年　　月　　日付けで承認のあった青少年育成事業の企画を下記のとおり変更したので、承認いただきますようお願いします。

記

１　事業名称

２　変更等の概要

３　変更事業経費

 (１) 事業経費

(２) 負担金要求額

４　完了予定月日　　　　　　年　　月　　日

５　添付書類

(１) 青少年育成事業実施計画（変更）書（第２号様式に準じて作成すること）

(２) 収支予算（変更）書（第３号様式に準じて作成すること）

(３) その他、会長が必要と認める書類

注）要領第４条第１項第三号に定める書類があるときは、５(３)に記載すること。

第６号様式（第８条関係）

年度青少年育成事業完了報告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　大分県青少年育成県民会議

　会長　　　　　　　　　殿

会員名

代表者

所在地

　　　年　　月　　日付けで承認のあった青少年育成事業が完了したので、報告します。

記

１　事業名称

２　事業の内容等

３　事業経費

 (１) 総事業経費

(２) 負担金請求額

４　完了月日　　　　　　年　　月　　日

５　添付書類

1. 青少年育成事業実施報告書（第７号様式）
2. 収支決算書（第８号様式）
3. 活動状況がわかる写真

(４）その他、事業実績を確認するために会長が必要と認める書類

注）要領第８条第１項第四号に定める書類があるときは、５(４)に記載すること。

第７号様式（第８条関係）

年度青少年育成事業実施報告書

１　事業名称

２　事業目的

３　事業内容

４　実施場所

５　実施期間　　　　年　　月　　日 (　)　～　　　年　　月　　日 (　)

６　参加者数

第８号様式（第８条関係）

収支決算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 収入科目 | 収入決算額 | 収入予定額 | 差引収入額 | 備　考 |
| 事業関係収入県民会議負担金実施団体負担金 |  |  |  |  |
| 収入の部の計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 支出科目 | 支出決算額 | 支出予定額 | 差引収入額 | 備　考 |
|  |  |  |  |  |
| 支出の部の計 |  |  |  |  |

第９号様式（第９条関係）

年度青少年育成事業費額の確定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

会員名

代表者

大分県青少年育成県民会議

会長

　　年　　月　　日付けで報告のあった青少年育成事業費の額を確定したので通知します。

記

１　事業名称

２　事業経費

 (１) 総事業経費

(２) 負担金請求額

第１０号様式（第１０条関係）

年度青少年育成事業に係る県民会議負担金請求書

　　年　　月　　日

　大分県青少年育成県民会議

　会長　　　　　　　　　殿

会員名

代表者

所在地

　　　　　年　　月　　日付けで額の確定通知があった青少年育成事業に係る県民会議負担金を下記のとおり請求します。

記

１　事業名称

２　負担金請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　振替機関　　　　　　　銀行　　　　支店

　口座番号

　名義人